

みんなが輝くまち・きみつプラン（第5次君津市男女共同参画計画）
（素案）に係るまちづくり意見公募手続の実施結果について

市民生活部

令和4年4月1日から令和4年5月2日まで意見募集を行ったところ、以下のとおり意見がありました。

1 意見の件数

意見数 1 件（提出者数 1 人）

2 提出方法

電子申請	1 件（1 人）	持参	0 件（0 人）
郵送	0 件（0 人）	Fax	0 件（0 人）
電子メール	0 件（0 人）		

3 意見の概要及び市の考え方

市の対応区分

対応区分		意見の件数
A	意見をもとに、施策案を修正したもの	0 件
B	意見の考え方が施策案に含まれていたもの	1 件
C	意見を施策案に反映しないもの	0 件
D	その他、施策案に直接関係ないもの等	0 件

	意見の概要	対応区分	市の考え方
1	ジェンダー平等の先進国では、クオータ制（会社役員や公の委員会の女性割合や育児休暇を男女とも同期間に定める法律）の導入などがあり、強制的な施	B	ご意見のクオータ制につきましては、社会的・構造的な課題により不利益を被っている場合において、実質的な機会均等を実現する有効な方策であると認識しております。

<p>策と誰もがその権利を行使したくなる施策が必要だと感じる。</p> <p>行政による強制力がなければ、慣習や感情に流されて効果が見える結果は求められない。生活者にとって仕事は生きるための手段の一つであって、事業者への強制力がなければ進まない問題である。行政の組織も同じで、旗を振る側が先に示さなければ結果は望めないと考える。各施策に事業名、内容、担当課、対象者と記載されており、実現すれば素晴らしいと感じるが、強制力がなければ実現できないと感じる。</p>	<p>国では、育児・介護休業法の改正による、柔軟な育児休業の創設や雇用環境整備などの義務化、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定等の義務の対象の拡大など、近年様々な法整備を進めております。</p> <p>市としては、こうした国の動向を踏まえ、様々な機会を通じて事業主等へ周知徹底を図るとともに、事業主等が取組やすい環境整備に努めてまいります。また、各施策につきましては、担当部署において責任を持って実施し、外部委員による懇話会等の点検・評価を経て必要に応じた見直しを行う等、実効性のあるものにしてまいります。</p>
--	--

4 結果の公表

(1) 公表場所

市民活動支援課、行政センター、公民館、コミュニティセンター、市のホームページ

(2) 公表期間

令和4年6月1日から3か月間